

＝業界情報＝

「自動車検査証の備考欄への（指定）整備工場コードの記載について

国土交通省では自動車検査証の仕分け作業の利便性を向上させるために、4月3日（月）から、下記のとおり指定整備工場で継続検査等を行った車両の自動車検査証の備考欄に（指定）整備工場コードを記載している旨の情報提供が、同省 自動車情報課からありましたのでお知らせします。

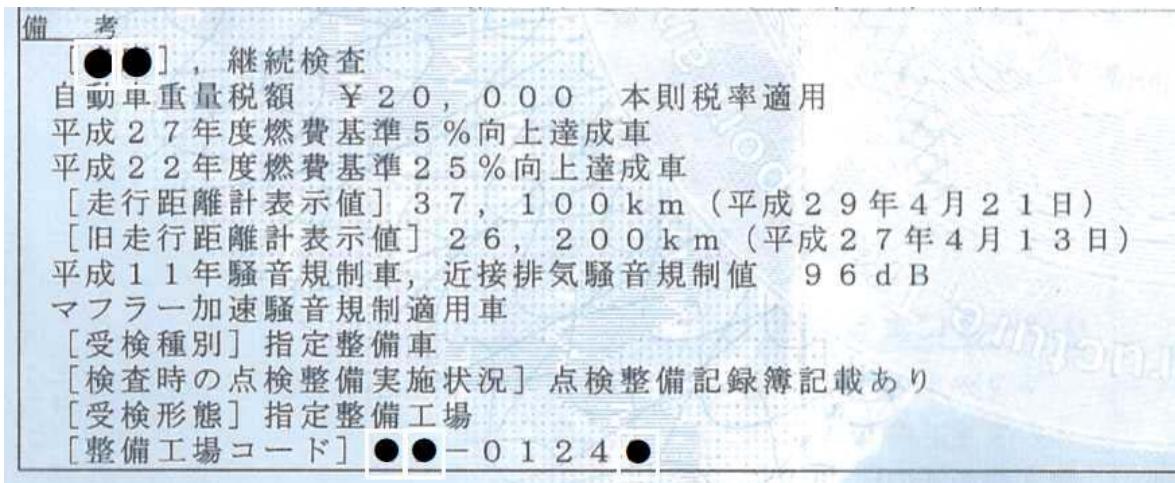
また、今回お知らせします整備工場コードとは別に、指定整備工場でOSS申請された車両の自動車検査証の仕分け作業の効率化を図るために、一括利用者仕分けコード（配布先等識別番号）も自動車検査証の下部の欄外に記載することも可能となりましたが、当該記載方法等については、今後展開します「OSS申請処理関係 日整連支部及び自動車整備振興会 業務処理マニュアル」にてご案内いたします。

記

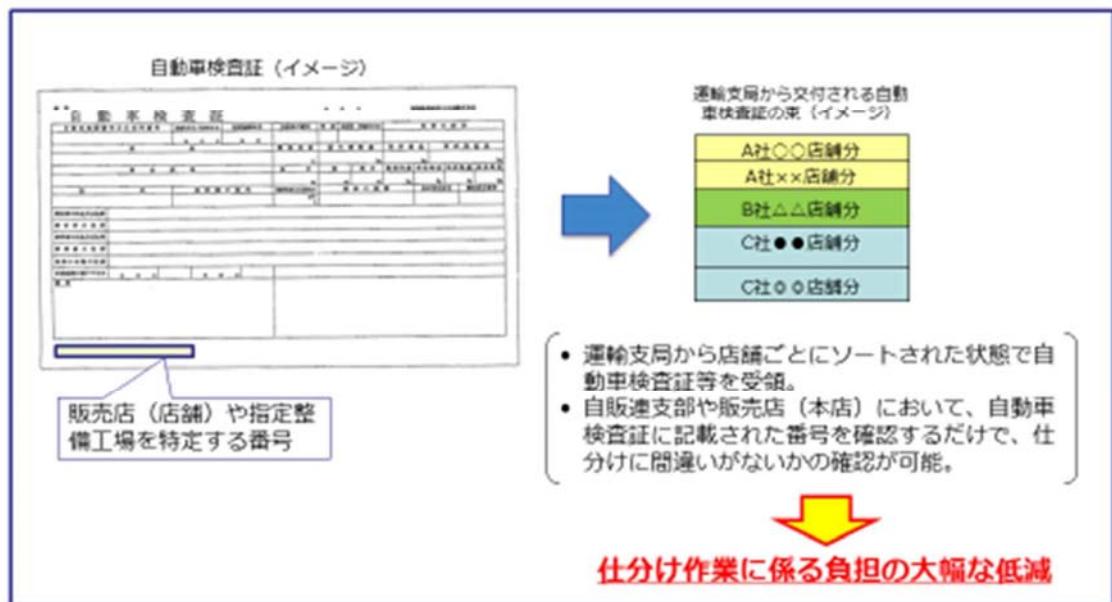
整備工場コードの記載

- ①指定整備工場で継続検査、中古新規検査（指定整備を実施した車両）を行った車両の自動車検査証の備考欄に整備工場コードが記載されます。
- ②登録業務（移転、変更登録）の場合であっても、直近の検査が指定整備車であれば、自動車検査証の備考欄に整備工場コードが記載されます。なお、構造変更を伴う場合には、整備工場コードは記載されません。
- ③自動車検査証の備考欄に整備工場コードが記載された車両を、次回の車検時に認証工場で継続検査を受けた場合は、旧自動車検査証の備考欄に記載されていた整備工場コードは、新自動車検査証に記載されません。

自動車検査証の備考欄に整備工場コードの記載例



- 申請代理人や販売店の仕分け作業の効率化のために、自動車検査証の欄外部に販売店（店舗）や指定整備工場を特定する番号を記載。



平成29年度 上半期 CO・HC測定器定期校正の実施計画について

「自動車分解整備事業（指定自動車整備事業を除く。）等の事業場における排出ガス測定器の使用について」（自整第84号昭和55年6月17日）の通達に基づき標記定期校正を下記により実施致しますので、ご了承の程よろしくお願い致します。

なお、甲府東支部、甲府西支部、東八支部、南巨摩南支部、上野原支部につきましては、10月4日以降の実施となりますので、日程が決まり次第お知らせ致します。

また、該当支部の事業場（認証工場）には、追って案内文書を通知致しますので、あらかじめご承知置き下さい。

支 部	年 月 日	実 施 場 所	時 間
大 月	平成29年 7月 5日（水）	ワタナベ自動車修理工場	10：00～16：00
峡 北	平成29年 7月 24日（月）	峡北自動車整備協業組合	10：00～16：00
岳 麓	平成29年 9月 25日（月）	岳麓自動車検査事業協同組合 富士山車検センター	10：00～16：00
岳 麓	平成29年 9月 26日（火）	岳麓自動車検査事業協同組合 富士山車検センター	10：00～16：00
岳 麓	平成29年 9月 27日（水）	岳麓自動車検査事業協同組合 富士山車検センター	10：00～16：00
南巨摩北	平成29年 10月 4日（水）	午前 河西工業（有） 午後（有）矢崎自動車整備工場	午前10：00～12：00 午後13：00～16：00

中古エアバッグ類の取扱いに関するお知らせについて

国土交通省より、中古エアバッグ類の取扱いに関して、下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

本年3月に米国において、ホンダ車の運転者が、タカタ製エアバッグの異常破裂により、頸部に重傷を負う事故が発生しました。ホンダからの報告によれば、事故を起こした自動車は、タカタ製エアバッグのリコール改修が行われていたものの、その後発生した事故の修理の際に、他の解体された自動車から取り外した未改修のタカタ製エアバッグに交換されていたことにより、異常破裂が発生したものです。

日本においては、使用済自動車のエアバッグ類は、再利用できない制度となっているところですが、一部自動車から取り外されたエアバッグ類がインターネットオークションにおいて再販売されていることから、中古エアバッグ類の取扱いについては、平成28年6月に経済産業省製造産業局自動車課から、正常な作動が保証されない旨のお知らせがありましたが、再度、中古エアバッグ類の取扱い（別添）について、注意喚起をよろしくお願ひ致します。

別添

中古エアバッグ類は正常な作動が保証されません！

自動車から取り外したエアバッグ類をネットオークション等から入手し、他の自動車へ取り付けた場合、メーカーは正常な作動を保証していません。



都道府県から許可を受けた解体業者は、自動車リサイクル法に従い使用済自動車から有用な自動車部品等の取り外しを行っています。

一方、使用済自動車のエアバッグ類は、その特殊性から自動車メーカー等に引き渡すことが義務づけられており、これを再販売することは法律上禁止されています。

エアバッグ類の処理にお困りの場合は、
(一社)自動車再資源化協力機構
TEL:03-5405-6150 / E-mail: info@jarp.org
にご相談ください。

経済産業省・(一社)自動車再資源化協力機構

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol. 65

【内容】要求された金額は妥当なものか、教えて欲しい

・車名：軽トラック 　・登録年月：平成11年 　・走行距離：93,000km
相談日：平成28年2月5日

整備工場にタイミングベルトの交換を依頼したところ、作業日数が3日、整備費用が6万円位との見積りであった。工場側で現車を確認したところ、カムシャフト付近からオイル漏れが見られるので、状態の確認と追加整備の承諾について連絡があり工場に出向いたが、作業日数が7日に延びるとのことから作業を取り止めたいと思い申し出たところ、作業に取り掛かっているので復元作業代金（1万円位）は支払って欲しいと言われた。要求金額が妥当なのか疑問に思い、日整連の相談窓口に問い合わせたところ、県の振興会で整備工賃を教えてくれると聞いたので教えて欲しい。また、作業日数を延長する等の連絡が間際になり、仕事に影響して迷惑しているが、対応に問題は無いのか。

【対応】

整備工賃については定額なものではないので答えられないが、標準的な作業時間であれば参考に示すことは可能である。整備工場は標準時間を参考に独自に時間単価を掛けて整備料金を算定するのが一般的かと思う。価格カルテル等の問題があり、業界で統一などはされておらず、各社が基礎原価を積算して決定されると説明。作業の内容が判れば標準作業時間を調べられる旨伝えたところ、整備工場に確認して欲しいとのこと。整備工場に連絡をとり復元作業について確認をすると共に、入庫状況についても確認を行った。始めての来店であり、確認をしながら話を進めていたが理解されなかったとのこと。当方から工場に対して、「追加整備の発生時に確認して頂いたことは、症状を見て納得頂くことがトラブル防止に役立つものと思いますが、説明が不足した部分があったかもしれません。作業の完了時間が延びた時の対応も含めて、確認された時点で依頼者に連絡して説明を行い、了承を得るようにして下さい」と伝えた。相談者には作業標準時間を伝え、追加整備についても作業中に確認できたことを依頼者に情報提供することは一般的であり、効率的な作業を進めようとする現れだと思うと伝えた。相談者は納得し、その後、支払いを済ませたとのこと。

フロントサスペンションのロアアームボールジョイントの 確実な点検の実施について

2011年9月に日本自動車工業会から各関係団体へ、サスペンションのボールジョイントの点検整備に関する啓発が行われていますが、今般、いまだ一部の車両においてもフロントサスペンションのロアアームボールジョイントの外れ事例が発生しておりますので、あらためて点検の実施についてご案内致します。

ボールジョイントのダストカバーはゴム製であることから、長期間の使用により徐々に劣化や摩耗が進みます。また、路肩や側溝にタイヤをぶつける等の過大な入力が加わったり、ダストカバーに損傷があると、カバー内部のグリスが漏れたり、泥水が浸入する事で潤滑不良となり、ボールジョイントの摩耗が促進されます。その結果、異音や操作フィーリング異常が発生し、そのまま使い続けると、最悪の場合、ボールジョイントが抜けて走行不能に至るおそれがあります。

以下の点検方法に基づいて、ボールジョイントの確実な点検の実施をお願い致します。

■お願い事項

ボールジョイント外れの不具合を防止するために、下記に従って、ボールジョイントを点検し、異常が確認された場合には、ロアアームを交換いただきますようお願い致します。

■点検方法

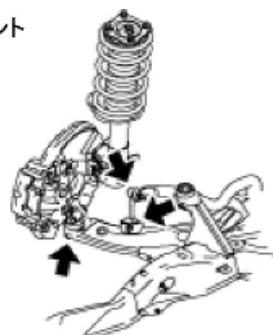
- 車両を二柱リフトでリフトアップする。

※ IGキーがシリンダーのLOCK位置以外にあり、ステアリングロックが作動しない状態にあることを確認する事。

- ボールジョイントのダストカバーに亀裂、損傷がないかを目視や手で触れるなどして点検する。

- タイヤを持ち、左右ロック位置までゆっくり往復動かし、ボールジョイントの渋り、固着を解除する。

フロント



〈ダストカバー損傷の事例〉



- 車両下側からロアアームのボールジョイント付け根に手を掛け、上下に揺さぶり、ボールジョイントにガタがないかを点検する。

